

動物看護学部のカリキュラムについて

ヤマザキ動物看護大学動物看護学部のカリキュラムは、建学の精神である「生命への畏敬」と「職業人としての自立」、及び教育理念「生命(いのち)を生きる」に則って構築されています。

1年次は動物愛護の精神、人間の理解及び生命を尊ぶ倫理観を備え、豊かな人間性と幅広い視野を身に付けることを目的としており、2年次以降は動物看護学科と動物人間関係学科の専門的なカリキュラムが設定されています。

動物看護学科における専門教育科目は、動物医療の専門化と高度化に対応できるよう十分な知識と高度な技術を修得し、動物看護師として積極的にリーダーシップを発揮できる人材の育成を目指しています。動物人間関係学科における専門教育科目は、動物関連産業、動物介在福祉、動物愛護や保全等の幅広い分野においても活躍できる十分な知識と高度な技術を修得し、当該分野の発展に寄与しうる人材の育成を目指しています。

カリキュラムの特色は教養教育科目と専門教育科目とが、さらに専門基礎科目と専門科目と総合科目が有機的かつ密接に関連付けられていることです。豊富な基礎科目が実践的な専門科目を支え、1年次から配置された実習科目が、より高度な技術への基盤を作ります。

2年次以降は学生が自らの将来を見据えてキャリアを構築するための科目を選択することができます。また、学内での講義や実習のみならず、学外における動物看護総合実習、インターンシップ等をカリキュラムに組み入れて実践的教育の場を作り、さらに国内外研修等幅広い経験を積む機会を増やすことにより、国際的視野を持ち、広く社会で求められる動物関連分野において貢献しうる人材の教育を目指しています。

I 授業と履修

1. 授業科目の構成

本学の授業科目には、必修科目と選択科目があります。

(1) 必修科目：卒業するために必ず履修しなければならない科目です。配当年次、学期ごとに履修し、単位を修得します。

(2) 選択科目：設定された科目の中から選択して履修する科目です。原則として配当年次、学期に履修します。

2. 授業科目の区分

本学の授業科目の区分は、授業の内容によって以下のように区分されます。

(1) 教養教育科目

人と動物とのよりよい関係を構築する際に求められる、豊かな人間性と幅広い視野を養うことを目的としています。

① 人文と社会

広い視野に立って、現代社会の仕組みや諸問題を把握し、人間の精神的文化的営みについての理解を深め、それにより、社会の変化に的確に対応できる能力を身に付けることを目的としています。

② 自然と環境

人間活動や産業活動に起因した自然破壊や環境問題を知り、こうした問題が動物の生態におよぼす影響を理解すること、さらに動物が示すさまざまな生命現象を理解し、広く動物に関する知識を学修することを目的としています。

③ 言語・情報・スポーツ

国際社会における異文化の理解に必要なリテラシー（読み書き）を修得すること、レポート作成技術やコミュニケーション能力を養成すること、日常生活におけるスポーツの重要性を認識し、健康維持と体力の向上をめざすことを目的としています。

(2) 専門教育科目

動物看護学科においては、コンパニオンアニマルを主たる対象とした動物看護学を修得するため、動物の臨床看護や健康管理等、動物人間関係学科においては、動物関連産業、動物介在活動、動物愛護や福祉等、それぞれの学科にかかわる基本的な理論・技術を体系的に学修し、これからのこれらの分野に求められている知識と技術を養う科目編成となっています。

① 専門基礎科目

専門科目を学ぶ上での基本的理論・技術を修得するための科目です。

② 専門科目

動物看護学あるいは動物人間関係学分野に対応できる専門的知識や技術を養う科目です。
動物看護学科

動物の看護、健康・衛生管理、栄養、繁殖管理及びリハビリテーション等に関する理論と技術を体系的に学修することを目的とした科目編成となっています。

動物人間関係学科

動物介在療法、介在活動、介在教育とこれらに必要となる文系、社会科学系科目、さらに産業動物、実験動物、野生動物等に関する理論と技術を体系的に学修することを目的とした科目編成となっています。

③ 総合科目

本学の特色である、アッセンブリーアワーⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳは、自校教育の一環として、生命の教育等を行い、教養の充実に努めるほか、豊かな人間性や課題探求能力等の育成及び、社会人としての基礎力の育成に努めるとともに、時代を反映した興味深い内容となっています。

また、インターンシップでは社会的役割を全うするために必要な職業観をそれぞれの職種で体験し、自己の職業の適性を学ぶ機会を設けています。

3. 授業内持ち込み可能物について

筆記用具や教科書の他、必要に応じて、タブレットやパソコン等を持ち込むことが可能です。

4. 授業形式の区分と単位算定

本学の単位制度は文部科学省令の大学設置基準に基づいています。学則第23条により、1単位修得するために45時間の学修を必要とし、講義科目、演習科目、実習科目の単位算定は1時間（45分）、授業回数15回を基に計算されます。

- ・ 講義…教員が学生に対し一方的に説明することにより知識を授ける授業形態
- ・ 演習…教員の講義と共に、学生も討議・研究発表等を行いつつ指導を受ける授業形態
- ・ 実習…学んだ知識をもとに実地（実物）について学修する授業方法

1単位修得するために必要な学修時間の考え方

授業外（予習） 1時間（45分）×15回=15時間

授業時間 1時間（45分）×15回=15時間

授業外（復習） 1時間（45分）×15回=15時間

合計して45時間となります。

つまり、単位を修得するには、授業時間以外に予習、復習を行うことが前提となります。

本学では、2時間（90分）を基本単位（1時限（90分））として授業を行います。授業回数は、15回です。したがって、本学の実質的な授業区分ごとの単位算定は次のとおりです。

区分	単位数	一週あたりの授業時間	授業回数	合計学修時間
講義	2単位	2時間(実質90分)	15回	90時間(2単位分の学修時間)
	1単位	2時間(実質90分)	8回	45時間(1単位分の学修時間)
演習	1単位	2時間(実質90分)	15回	45時間(1単位分の学修時間)
実習	2単位	4時間 2時間(実質90分)×2コマ	15回	90時間(2単位分の学修時間)

5. 学期と授業時間割

- (1) 本学の学期は、当該年度の学年暦に基づき、前期と後期の2学期制とし、原則として、月曜日から土曜日まで授業を実施します。
- (2) 本学は、2時間（90分）単位の授業を行いますので、1日の授業時間は下表のとおりです。

第1時限	9:10～10:40
第2時限	10:50～12:20
第3時限	13:10～14:40
第4時限	14:50～16:20
第5時限	16:30～18:00

6. 履修クラス

授業科目は、実際の履修者数及び科目の特性に応じて履修クラスを編成します。

7. 英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ

英語はオリエンテーション時に英語学習傾向試験を実施し、その結果に基づき履修クラスが決定します。

8. 履修登録

学生本人が授業科目を選択の上、定められた期間内にその年度の各学期に履修する授業科目を登録します。卒業要件を満たすように必修科目と選択科目の登録を正確に行ってください。授業科目は、履修登録をもって成績評価の対象となります。履修登録していない授業科目の授業に出席しても単位を修得することはできません。また、履修登録・変更期間を過ぎて科目を変更することは認められていないので、履修登録の際に、十分に検討するようにしてください。

なお、履修登録については、次の各項目に注意してください。

(1) 履修計画

履修登録を行うにあたって、次の点を考慮し1年間の履修計画を立ててください。

- ① 各科目は、原則、決められた年次・学期に履修し、4年間で卒業要件を満たすように計画し、履修してください。
- ② 「カリキュラム表」、「シラバス」を熟読しカリキュラムの概要を把握してください。

(2) 履修登録の単位数の上限

1学期ごとの履修単位数の上限は22単位として、適切な学修時間を確保することとしています。

ただし、履修単位数に含めない科目を設けます。詳細はヤマザキ動物看護大学動物看護学部履修規程第6条を参照してください。

(3) 履修登録手続

オリエンテーション等で指示された方法により、指定の期日までにWeb上で履修登録をしてください。

(4) 履修登録の修正

履修登録した科目については、履修登録・変更期間後の変更はできません。

(5) 授業を開講しない場合

履修登録の結果、希望者が合計10名以下の場合は、該当科目を開講しない場合があります。その場合は、履修登録の修正をする必要があります。

(6) 本学以外での科目の履修について

本学以外での科目を履修することが可能です。詳細については、「Ⅵ 本学以外での科目の履修と単位認定」を参考にしてください。

9. 愛玩動物看護師国家試験受験に必要な科目（39科目）について

愛玩動物看護師国家試験を受験するためには、愛玩動物看護師国家試験指定科目の単位修得が必要となり、本学では下表の39科目が該当します。下記科目の内、一つでも単位未修得の科目がある場合、愛玩動物看護師国家試験の受験資格を得ることができません。

なお、動物人間関係学科では開講されていない科目もありますので、動物人間関係学科所属学生が愛玩動物看護師国家試験指定科目を履修する場合、開講されていない科目は他学科履修で履修して単位修得を目指してください。

1 年 次	教養	基礎生化学	3 年 次	専門	動物繁殖学 動物外科看護学 動物外科看護学実習 動物臨床看護学各論Ⅰ★ 動物臨床看護学各論Ⅱ★ 動物臨床看護学実習★ 動物感染症学Ⅱ★ 動物看護総合実習★ 愛玩動物学★ 産業動物学 実験動物学
	専門	動物看護学概論 動物人間関係学概論 動物形態機能学 動物生理学 動物臨床看護学総論 動物内科看護学実習Ⅰ 適正飼養指導論 動物看護関連法規 動物愛護・適正飼養関連法規			
2 年 次	教養	生命倫理学・動物福祉学	4 年 次	専門	動物臨床看護学各論Ⅲ★ 動物医療コミュニケーション★ ペット関連産業論
	専門	動物形態機能学実習 動物生活環境学 動物行動学 動物薬理学 動物病理学 動物内科看護学 動物内科看護学実習Ⅱ 動物臨床検査学 動物臨床検査学実習 公衆衛生学 動物感染症学Ⅰ 小動物栄養学 動物愛護・適正飼養実習 野生動物学			★：動物人間関係学科未開講科目。 未開講科目の場合、他学科履修を することで単位修得が可能。

10. 愛玩動物看護師国家試験受験に必要な科目の段階的履修について

本学では特定の科目を履修する場合、必ず指定科目の単位修得が必要となります。愛玩動物看護師国家試験受験に必要な科目は、学科ごとに段階的に履修する科目が設定されています。

動物看護学科・動物人間関係学科 共通					
1 年 次	教養	基礎生化学	2 年 次	教養	生命倫理学・動物福祉学
	専門	動物看護学概論 動物人間関係学概論 動物形態機能学 動物生理学 動物臨床看護学総論 動物内科看護学実習Ⅰ 適正飼養指導論 動物看護関連法規 動物愛護・適正飼養関連法規		専門	動物形態機能学実習 動物生活環境学 動物行動学 動物薬理学 動物病理学 動物内科看護学 動物内科看護学実習Ⅱ 動物臨床検査学 動物臨床検査学実習 公衆衛生学 動物感染症学Ⅰ 小動物栄養学 動物愛護・適正飼養実習 野生動物学

1、2年次配当科目の上記25科目を全て単位修得後、以下の科目が履修可能。



動物看護学科			動物人間関係学科		
3 年 次	専門	動物看護総合実習	3 年 次	専門	動物外科看護学 動物外科看護学実習 動物臨床看護学各論Ⅰ★ 動物臨床看護学各論Ⅱ★ 動物臨床看護学実習★ 動物看護総合実習★
			4 年 次	専門	動物臨床看護学各論Ⅲ★

※ 段階的履修以外の愛玩動物看護師国家試験受験指定科目について

(以下の科目は段階的履修科目ではないため、配当年次で履修し、単位修得してください。)

動物看護学科			動物人間関係学科		
3 年 次	専門	動物繁殖学 動物外科看護学 動物外科看護学実習 動物臨床看護学各論Ⅰ 動物臨床看護学各論Ⅱ 動物臨床看護学実習 動物感染症学Ⅱ 愛玩動物学 産業動物学 実験動物学	3 年 次	専門	動物繁殖学 動物感染症学Ⅱ★ 愛玩動物学★ 産業動物学 実験動物学
		動物臨床看護学各論Ⅲ 動物医療コミュニケーション ペット関連産業論	4 年 次	専門	動物医療コミュニケーション★ ペット関連産業論

★：動物人間関係学科未開講科目。
未開講科目の場合、他学科履修を
することで単位修得が可能。

11. Moodle について

本学では授業等に関する連絡事項は、Moodle というシステムを利用します。Moodle の使用方法については、オリエンテーションで説明を行います。

12. 授業等の欠席について

(1) 授業の欠席連絡について

当該授業の担当教員に直接メールまたは Moodle をとおして連絡してください。各科目担当教員から別途指示が出ている場合は、科目担当教員の指示に従ってください。

(2) 公認欠席（公欠）の取り扱いについて

欠席理由が次の表に記載の事由により、それを証明する書類等を学生が提出できる場合は、公認欠席として取り扱われます。公認欠席はあくまでも欠席ですので、出席扱いとはなりません。ただし、「授業への参加度」を成績評価に加味することを明示している科目において、評価のときに配慮される場合があります。

公認欠席となった場合は、出席率の計算方法が以下のとおり変更となります。

各科目の出席率については、各学生が管理してください。

$$\text{出席率の計算方法} = \frac{\text{出席した授業回数}}{\text{全授業回数}} \times 100 (\%)$$

$$\text{公認欠席となった場合の計算方法} = \frac{\text{出席した授業回数}}{\text{全授業回数} - \text{公認欠席回数}} \times 100 (\%)$$

なお、各授業における欠席連絡は、メールまたは Moodle をとおして科目担当教員に直接連絡してください。

欠席事由		提出書類
感染性疾患 (学校指定感染症)	インフルエンザ 新型コロナウイルス	提出書類：無し ※本来であれば、学校指定感染症は治癒証明書の提出が必要となりますが、厚生労働省が示している方針に基づき、医療機関のひっ迫を回避するため、教務・学生課として治癒証明書の提出は求めません。しかし、科目担当教員から感染を証明する根拠資料の提出を求められる場合がありますので、医療機関発行の検査結果、領収書、薬剤説明書等を学生自身で保管してください。
	上記を除く。	提出書類：治癒証明書（医療機関が発行したもの） ※本学HP「事務手続き・各種証明書（在学生向け）」に本学指定のフォーマットがありますので、利用してください。 提出先：3号館1階教務・学生課窓口
ご家族 (一親等、二親等、三親等の 忌引き)		提出書類：忌引き届（大学窓口設置）及び、会葬礼状などの書類 ※ 以下の日数が忌引きによる欠席として認められます。 ① 父母（一親等）、配偶者、子：連続して7日以内 ② 祖父母、兄弟（二親等）：連続して5日以内 ③ 曾祖父母、おじ・おば（三親等）：連続して3日以内 提出先：3号館1階教務・学生課窓口
公共交通機関大幅な遅延 もしくは長時間運休等		提出書類：公共交通機関で発行される証明書等 提出先：科目担当教員
その他、やむを得ない事由 として本学が認める場合 (裁判員に選任、国際大会等に 選手として参加する場合等)		提出書類：根拠となり得る書類 ※事由によっては認められない場合があります。 提出先：3号館1階教務・学生課窓口

(3) 定期試験の欠席について

定期試験において「(2)公認欠席について」の表に記載の理由で欠席した場合、原則、期日までに指定の方法で連絡をした上で、別途、事務局の指示に従ってください。事由により追試験を受験することが可能となります。

13. 休 講

次のように措置します。

(1) 各科目の休講連絡は、各科目担当教員から Moodle をとおして連絡します。

(2) 事前連絡がなく、当該授業開始時刻から 15 分を経過しても担当教員が見えないときは、教務・学生課の指示に従ってください。

(3) 緊急時における休講等の措置基準は以下のとおりです。以下の基準を満たし、休講等の措置が必要と本学が判断・決定した場合は、Moodle 及び緊急連絡メールにて学生に連絡します。

※ 交通機関の運休により、自動的に休講となるものではありません。緊急時の措置については、必ず Moodle もしくは緊急連絡メールで確認してください。

【ヤマザキ動物看護大学 休講措置基準】

本学では、事故やストライキ等で京王線その他交通機関が運休となった場合も、可能な範囲で平常どおり授業を行う。ただし、自然災害により交通機関が運休となった場合においては、以下のとおり、休講措置を講じる。

- ① 午前 6 時現在、京王相模原線・京王線のいずれかが運休している場合は、午前開講授業を休講とする。
- ② 午前 10 時現在、京王相模原線・京王線のいずれかが運休している場合は、午後開講授業を休講とする。
- ③ 前項に掲げる各路線及び JR 横浜線、小田急線、多摩モノレールのいずれかの全部又は一部の運休等、通学に著しい支障をもたらす状況が生じている場合、若しくは生じることが予想される場合には、その都度休講等を決定する。
- ④ 定期試験等については、前項に基づき、試験開始時間を遅らせる場合や、試験を中止する場合がある。試験を中止した場合は、予備日に振り替えることとする。

※ 「運休」とは、テレビ及びラジオ等により当該路線の全線の運転休止が確認されているものをいう。

【休講を決定する時刻】

- ・ 午前開講授業については、午前 6 時までに決定する。
- ・ 午後開講授業については、午前 10 時までに決定する。

14. 補 講

休講が発生した場合は、原則として補講を実施します。詳細は、科目担当教員から Moodle をとおして連絡します。

15. 事務連絡と事務取扱時間

教務・学生課等からの連絡・指示は、Moodle 及び緊急連絡メールで連絡します。

事務取扱時間(月～土)：9 時～17 時

Ⅱ 試験と評価

1. 単位の修得

単位を修得するためには、授業科目を履修し、課題提出、試験その他を総合評価して合格と認定される必要があります（履修規程第7条）。

各授業科目の定められた授業時数に対し、3分の1を超える欠席をした場合は、その授業科目について単位修得の認定資格を失う場合があります。（履修規程第8条）

単位の修得について不明な点がある場合は、一人で思い悩まず、担当教員やクラスアドバイザー等に相談の上、必ず単位を修得するよう心がけてください。

2. 試験の種類

(1) 定期試験

単位修得のため、前期及び後期の指定された期間内に行われる試験をいいます。ただし、事情により、または科目により実施時期が変更される場合もあります。

なお、定期試験を無断、もしくは原則として公認欠席に該当しない事由で欠席した場合は追試験受験資格を喪失します。

(2) 追試験

先出の「Ⅰ 授業と履修」の「12. 授業等の欠席について」に記載されている理由により定期試験を受けられなかった者で、公認欠席を証明する書類を添付し、許可された者に対して行われる試験をいいます。定期試験を公認欠席で欠席する場合は、必ず指定の方法で連絡し、欠席した試験の翌日 17 時までには証明書類を事務局窓口へ提出してください。追再試験対象か否かは追再試験等対象者発表にて確認してください。

ただし、追試験対象に相当する事由での欠席でも、科目担当者の評価基準により、追試験を受験できない場合があります。（履修規程第12条）

(3) 再試験

定期試験を受験し、不合格となった者に対して行われる試験をいいます。

3. 受験心得

(1) 授業料・実習費等、学費の未納者は、学長が許可したものを除き受験できません。

(2) 学生証を持参しない者は受験できません。試験当日学生証を忘れた者は試験開始までに必ず教務・学生課で仮学生証（発行手数料 500 円）を発行し、試験場で机の上に提示してください。

(3) 試験場には受験者の着席場所が掲示されますので、各自必ず指定された場所に着席し、机の上に学生証あるいは仮学生証を提示してください。

(4) 試験場においては、特に指定のない限り、教科書、参考書、ノート、メモ等を身の回りに置かないでください。

(5) 問題・答案用紙配付後の棄権は認めません。したがって、受験者は必ず答案用紙を提出しなければなりません。

(6) 定期試験において、開始後 25 分を過ぎてからの入場は認めません。30 分経過した後、試験監督者の指示により退場が認められます。

(7) 不正を行った場合、または行っていると認められた場合、あるいは監督者の指示に従わなかった場合は、直ちに退場が命じられ、その試験期間中の全受験科目が無効となります。

(8) 定期試験を無断欠席、または公認欠席に該当しない事由での欠席については、追再試験資格が得られません。

4. 試験結果の発表及び追再試験受験手続

定期試験期間終了後、追再試験等対象者発表及び登録が行われますので、必ず結果を確認してください。

前期及び後期の定期試験の不合格者に対しては、追再試験等対象者発表及び追再試験等登録日にて「追再試験受験願」を配付しますので、必要事項を記入し、手続きをしてください。

なお、学生本人がやむを得ぬ事由により、追再試験等対象者発表の確認及び追再試験等登録を行えない場合は、保証人もしくはそれに準ずる者を代理として確認及び登録を認めますので、必ず事前に教務・学生課まで相談してください。

(1) 追試験

定期試験を公認欠席し、追試験の受験を許可された者は、追再試験を受験できます。登録手数料はかかりません。

(2) 再試験

追再試験受験願に必要事項を記入し、再試験手数料 1 科目につき 2,000 円を添えて教務・学生課に願い出、当該科目の「追再試験受験許可証」の交付を受けてください。

5. 成績評価

(1) 成績評価の発表

- ① 前期及び後期の成績は WEB ポータルサイトにてお知らせします。
- ② 成績は本人及び保証人にお知らせします。

(2) 成績評価と GPA 制度

- ① 成績評価、判定及び GP (Grade Point) は次のとおりです。

評 定	100～90 点	89～80 点	79～70 点	69～60 点	59 点以下
評 価	S	A	B	C	D
判 定	合 格				不合格
G P	4	3	2	1	0

履修科目の成績は、試験、追試験または再試験の成績、授業への参加度、平常の学修状況等で総合評価されます。なお、再試験の成績評価は定期試験合格者の最低評価を超えません。成績 D 評価は不合格です。

② GPA

GPA とは、自らの学業成績の状況を的確に把握して、適切な履修計画とそれに基づく学修に役立てるために学業成績を総合的に判断する指標として評定平均値 (Grade Point Average, 以下「GPA」という。) を用いる制度です。

③ GPA の計算方法

$$\frac{S \text{ の単位数} \times 4 + A \text{ の単位数} \times 3 + B \text{ の単位数} \times 2 + C \text{ の単位数} \times 1}{\text{履修登録単位数}}$$

履修登録単位数

GPA の算出は評価が「認定」となる科目を除き、全ての科目が対象となりますので、出席不良や成績不良による不合格科目が多いと、ポイントが低くなります。学修のための時間を考慮して、慎重に履修登録科目を検討してください。

通年科目は後期に含め GPA を算出します。

「不合格」となった科目を再履修した場合は、再履修した当該学期の対象科目に含めて GPA を算出します。ただし、再履修を経て合格となっても、前回までの履修による不合格は GPA に算出されています。

(3) GPA による履修指導

ひとつの学期における GPA が 1.0 未満であった場合は、クラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザーによる指導を行います。1.0 未満の学期が 2 回以上連続した場合は、クラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザーにより、本人及び保証人と 4 者での話し合いを実施します。

(4) 追再試験を欠席した場合について

欠席者に対する再度の追再試験は行いません。

(5) 成績異議申し立てについて

成績に異議のある学生は、成績情報開示日から 2 週間以内に科目担当教員に申し出て下さい。

6. 本学以外での学修成果に対する単位認定

本学以外の科目で単位認定された科目は、成績証明書等には「認定」と表示されます。詳細については、「VI 本学以外での科目の履修と単位認定」を参考にしてください。

Ⅲ 学生支援

1. クラスアドバイザー制度

専任教員がクラスアドバイザーとして各クラスを担当し、学年主任、副主任、アシスタントアドバイザーが連携して、学生からの履修相談、履修指導・助言の他、学生生活全般についての相談にきめ細かく応じます。

2. オフィスアワー

専任教員は毎週授業 2 コマ分に相当する時間をオフィスアワーとし、学生からの相談等を受けます。各教員のオフィスアワーは年度当初にオリエンテーション等でお知らせします。

3. 学生相談室

カウンセラーが皆さんの悩みや課題について一緒に考え、有意義な学生生活を送れるように、サポートします。詳細は学生便覧を参照してください。

4. 医務室

学内で休養が必要な場合に使用できます。詳細は学生便覧を参照してください。

5. 大学事務局

大学では様々な事務担当部署があり、学生生活を支援します。詳細は学生便覧を参照してください。

(1) 教務・学生課

履修登録やカリキュラム等の授業に関することや、各種証明書の発行、サークル活動等の学生生活に関することを支援します。

(2) 図書課

図書、視聴覚資料の貸出、閲覧、電子ジャーナルの検索等のサービスを行います。

6. キャリア支援センター

学生及び卒業生への職業（求人）紹介、就職に関する情報提供を行い、各年次で必要なガイダンス、各種セミナー、企業説明会等を実施します。

IV 学籍（休学・退学等）

1. 休学

(1) 休学の手続

病気その他やむを得ない事由により次学期を修学することができない者は、保証人連署の上、休学を願い出ることができます。休学を希望する場合は、クラスアドバイザーに相談の上、「休学願」に事由を記入し、学長に願い出て、承認を得なければなりません。病気による場合は、医師の診断書を添付しなければなりません。

(2) 休学期間

原則として、一回の休学期間は半期または 1 年とし、1 年を超えることはできません。ただし、特別の事由があると認められたときは、引き続きさらに 1 年延長することができます。通算して 4 年を超えることは出来ません。

(3) 学費

休学を許可され、または命ぜられた者の授業料・実習費は免除しますが、在籍料（施設費）は納入してください。

2. 復学

休学期間が満了したとき、または休学期間中でも休学の事由が解消したときは、クラスアドバイザーと相談の上、「復学願」に事由を記入し、保証人連署の上、学長に願い出て、承認を得なければなりません。病気で休学したときは、復学して差し支えないという医師の診断書が必要です。

3. 退学

(1) 退学願

退学しようとする者は、クラスアドバイザーと相談の上、「退学願」に事由を記入し、保証人連署の上、学長に願い出て、承認を得なければなりません。

(2) 学費

当該学期の学費を納入していない者は、退学願を提出しても受理されません。

4. 除籍

次の場合は、除籍になります。（学則第 37 条）

(1) 学則第 14 条に定める在学年限を超えた者

(2) 休学期間を超えて、なお修学できない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促しても、なお納入しない者

(4) 死亡した者又は長期にわたり、行方不明の者

V 進級・卒業

1. 進級要件（動物看護学科対象）

こちらの進級要件は、動物看護学科所属学生のみ対象となります。動物人間関係学科所属学生には、進級要件はありません。

動物看護学科所属学生が2年次から3年次に進級する時に、1、2年次に配当される指定の必修13科目の単位修得状況により3年次進級、3年次仮進級、2年次留年が決定します。

- (1) 13科目全て単位を修得した場合、3年次に進級できます。
- (2) 13科目の内、10～12科目の単位を修得した場合、3年次に仮進級となります。仮進級した3年次では、1、2年次で単位未修得の科目を優先的に履修し、単位修得を目指します。例えば、3年次配当科目と1、2年次で単位未修得となった科目の時間割が重複している場合、1、2年次で単位未修得の科目を優先して履修登録し、単位修得を目指していただきます。
- (3) 13科目の内、単位修得が9科目以下の場合、2年次に留年となります。2年次留年となった学生は、2年次以下に配当されている科目のみ履修登録できます。翌年後、3年次に進級できるように単位未修得の科目を履修登録し、単位修得を目指すこととなります。留年となった場合、4年間での卒業はできません。

1年次	教養	基礎生化学
	専門	動物看護学概論 動物人間関係学概論 動物形態機能学 動物生理学 動物遺伝学
2年次	教養	生命倫理学・動物福祉学
	専門	生命科学概論 動物形態機能学実習 動物生活環境学 動物行動学 動物薬理学 動物病理学



単位修得 13科目全て	単位修得 10～12科目	単位修得 9科目以下
----------------	-----------------	---------------



3年次 進級	3年次 仮進級	2年次 留年
-----------	------------	-----------

2. 卒業要件

卒業要件は、本学に4年以上在学し、下表に示す内訳で合計124単位以上を修得し、学長から認定された者が卒業となります。

なお、学科によって要件は異なります。

(動物看護学科)

区分		必修	選択	合計
教養教育 科目	人文と社会	2	16	30
	自然と環境	6		
	言語・情報・スポーツ	6		
小計		14		
専門教育 科目	専門基礎科目	24	10	94
	専門科目	54		
	総合科目	6		
小計		84		
合計		98	26	124

(動物人間関係学科)

区分		必修	選択	合計
教養教育 科目	人文と社会	2	18	30
	自然と環境	4		
	言語・情報・スポーツ	6		
小計		12		
専門教育 科目	専門基礎科目	16	33	94
	専門科目	41		
	総合科目	4		
小計		61		
合計		73	51	124

VI 本学以外での科目の履修と単位認定

1. 大学コンソーシアム八王子単位互換制度による履修

八王子地域には、25 の大学・短期大学・高等専門学校があり、約 11 万人の学生が学んでいる全国でも有数の学園都市です。「大学コンソーシアム八王子」は、この地域特性を活かし、大学・市民・経済団体・企業・行政等が連携・協働し、大学・学生・市民の皆さんにとって、よりいっそう魅力ある学園都市をめざして、平成 21 年 4 月に設立されました。

大学コンソーシアム八王子の多彩な事業展開のなかに単位互換事業があり、以下の大学・短期大学・高等専門学校（以下「大学等」という。）では、相互の協力・交流・連携を推進し、教育の活性化と充実に資するとともに、学生に対して多様な学習機会を提供することを目的として、単位互換協定を締結しました。これらの大学等に在籍する学生は、所属以外の大学等で開講する授業を、履修料等免除で受講し、試験等に合格すれば単位を修得することができます。

単位互換に関する様々な情報についてはオリエンテーション時に説明します。

(1) 単位互換協定校一覧（令和 6 年度実績）

杏林大学、工学院大学、サレジオ工業高等専門学校、創価大学、拓殖大学、多摩美術大学、帝京大学、帝京大学短期大学、東京家政学院大学、東京工科大学、東京工業高等専門学校、東京純心大学、東京造形大学、明星大学、山野美容芸術短期大学

(2) 履修登録について

単位互換制度における科目については履修登録の上限単位数に含めます。4 月のオリエンテーション時に事務局の指示に従って履修登録を行ってください。

(3) 履修可能学生の条件について

大学コンソーシアム八王子単位互換制度による履修ができるのは、2 年次以上の学生となります。

(4) 単位修得した場合の修得分野について

大学コンソーシアム八王子単位互換制度を利用して修得した単位は、本学卒業要件の教養教育科目の選択科目の単位として加算されます。

2. 英語科目の単位認定

(1) 単位認定について

本学に入学前あるいは入学後において、英語運用能力の客観的指標となる各種試験を受け、下記の認定基準を満たす点数を獲得した者が、本学の英語科目の単位認定を申請すると、認定基準に基づく学内審査と教授会の議を経て、単位認定される場合があります。

(2) 認定基準

① 一般教養英語科目 2 単位として認定

TOEIC® 600～649

TOEFL® (PBT/CBT/iBT) 500～522/173～192/61～70

② 一般教養英語科目 4 単位として認定

TOEIC® 650 以上

TOEFL® (PBT/CBT/iBT) 523/193/71 以上

ただし、いずれも点数獲得後 12 か月以内であること。その他の試験による認定を希望する者は教務・学生課に問い合わせてください。

(3) 申請手続

① 単位認定を希望する者は、所定の「英語単位認定申請書」に必要事項を記入し、必ず認定証（コピーでも可）を添付して、教務・学生課に提出してください。

② 申請期間は、前期または後期の最初の 1 週間以内（履修登録・変更期間中）とします。これを過ぎての申請は受け付けません。

(4) 通知

単位認定の可否については、本人に通知します。なお、審査段階において面接の必要がある場合には、別途連絡します。

3. 入学前の既修得単位の読み替え

- (1) 本学に入学する前に、他の大学・短期大学等において単位修得した授業科目の内容が本学開講の授業科目の内容と一致または類似すると判定された場合には、本学開講の授業科目に読み替えて、その科目の単位として認定する場合があります。
- (2) 単位認定を志望する者は、所定の「既修得科目単位認定申請書」に科目名を記入し、授業内容がわかるシラバス、資料、成績、単位修得の証明書等を添付して教務・学生課に提出してください。
- (3) 申請期間は、前期または後期の最初の1週間以内（履修登録・変更期間中）とします。
- (4) 既単位修得科目を読み替えて本学の単位として認定することのできる単位数は60単位を限度とします。
- (5) 申請者は、必要に応じて当該科目担当教員から授業内容の説明を求められる場合があります。